



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *44 市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則 (市町村課)
- *45 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課)

○ 訓令

- *24 和歌山県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令 (調査統計課)
- *25 和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令 (労働委員会)

規 則

和歌山県規則第44号

市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

市町村振興資金貸付規則（昭和42年和歌山県規則第118号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第3項中「財政健全化貸付とは」の次に「財政健全化計画を策定し、財政健全化を緊急かつ積極的に推進する」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の4第2号に規定する標準的な規模の収入の額（以下「標準財政規模」という。）が500億円以上の市町村で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第5号に規定する早期健全化基準におおむね達した市町村
- (2) 標準財政規模が500億円未満の市町村で次に掲げる市町村
 - ア 貸付年度の前年度の実質公債費比率がおおむね25パーセント以上又は貸付年度前3年平均の実質公債費比率がおおむね20パーセント以上の市町村
 - イ 貸付年度の前年度の実質赤字比率がおおむね5パーセント以上又は貸付年度の前年度の連結実質赤字比率がおおむね10パーセント以上の市町村
 - ウ 貸付年度の前年度の将来負担比率がおおむね280パーセント以上の市町村

第2条の2第5項中「不良債務」を「地方公共団体の財政の

健全化に関する法律第22条に規定する資金不足比率が15パーセント以上に相当する資金の不足額」に改める。

第5条第1項第3号イ中「様式による」の次に「病院事業経営健全化計画書又は」を加える。

第9条第3項中「実施見込及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間に、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併（以下「合併」という。）を行った市町村における改正後の市町村振興資金貸付規則第2条の2第3項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、合併を行った日の属する年度の前年度における合併前のいずれかの市町村の決算に係る実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率を基準として適用するものとする。
- 3 前項の規定を適用する期間は、当該市町村が合併を行った日の属する年度の翌年度から5か年とする。

和歌山県規則第45号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、副知事及び危機管理監に事故があるときは、危機管理局長をもって充てる。

第6条第8項に次のただし書を加える。

ただし、警察部の編成及び事務分掌は、別表2に定めるもののほか、和歌山県警察本部で定めるところによる。別表第1の事務分掌の欄中「18 火薬類、ガス施設、危険物等の災害応急対策に関すること。」を「18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関すること。」に改め、25を26とし、19から24までを1ずつ繰り下げ、18の次に次のように加える。

19 電気、通信及び都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関すること。

別表第2中「和歌山県災害対策本部の編成及び事務分掌」を「和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌」に改め、同表知事室部の部国際班の項を削り、同表総務部の部総務班の項事務分担者の欄中「監察査察室長 行政経営改革室長」を「総務学事課副課長」に改め、「監察査察室員」及び「行政経営改革室員」を削り、同部人事職員班の項事務分担者の欄中「職員厚生室長」を「監察査察室長 行政経営改革室長」に、「職員厚生室員」を「職員厚生室長」に改め、同項事務分掌の欄中8を削り、9

職員厚生室員」を8とし、10を9とし、同部管財公共建築班の項事務分担者の欄中「企画保全室員」を削り、同表企画部の部部長副部長部長付の欄中「計画局長 人権局長 I T推進局長」を「企画政策局長 地域振興局長 人権局長 (部長付) I T統括監」に改め、同部企画総務班の項事務分担者の欄中「科学技術振興室長」及び「科学技術振興室員」を削り、同項の次に次のように加える。

国際班	(班長) 文化国際課長 (副班長) 文化国際課副課長	文化国際課員	1 各班共通業務に関すること。 2 海外からの災害支援等に係る問い合わせ対応に関すること。 3 外国人の被災者に関する災害情報対応に関すること。 4 その他必要なこと。
調査統計班	(班長) 調査統計課長 (副班長) 調査統計課副課長	調査統計課員	1 各班共通業務に関すること。 2 その他必要なこと。
情報政策班	(班長) 情報政策課長 (副班長) 情報政策課副課長	情報政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 県汎用コンピュータシステムの応急復旧に関すること。 3 県行政用情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関すること。 4 その他必要なこと。

別表第2企画部の部地域振興班の項を削り、同部総合交通政策班の項事務分担者の欄中「総合交通政策課副課長」を「地域づくり課長 地域交流課長」に、「総合交通政策課員」を「総合交通政策課 地域づくり課員 地域交流課員 福祉保健総務課 資源管理課員」に改め、同項事務分掌の欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関すること。
別表第2企画部の部情報システム班の項を削り、同表環境生活部の部部長副部長部長付の欄中「食の安全局長 共生推進局長 (部長付) 参事 生活安全監」を「県民局長 (部長付) 生活安全監 食品安全監」に改め、同部食品安全・生活衛生班の項を削り、同部県民生活班の項、ボランティア活動班の項及び青少年・男女共生班の項を次のように改める。

県民生活班	(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民生活課副課長 NPO協働推進員	県民生活課員 NPO協働推進員	1 各班共通業務に関すること。 2 生活必需品等の価格需給動向の調査に関すること。 3 県民相談に関すること。 4 ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関すること。
-------	---	--------------------	--

	進室長		5 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関すること。 6 その他必要なこと。
青少年・男女共同参画班	(班長) 青少年・男女共同参画課長 (副班長) 青少年・男女共同参画課副課長	青少年・男女共同参画課員	1 各班共通業務に関すること。 2 青少年活動センター及び各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 3 旧生石高原の家の被害状況調査に関すること。 4 旧青少年海洋訓練所の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 5 男女共生社会推進センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 6 その他必要なこと。
食品安全・生活衛生班	(班長) 食品・生活衛生課長 (副班長) 食品・生活衛生課副課長	食品・生活衛生課員	1 各班共通業務に関すること。 2 飲料水の供給に関すること。 3 食品衛生の確保に関すること。 4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関すること。 5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 6 動物救護活動の支援に関すること。 7 その他必要なこと。

別表第2福祉保健部の部福祉保健総務班の項事務分担者の欄中「福祉保健総務課副課長」を「健康づくり推進課長」に「福祉保健総務課員」を「福祉保健総務課員 健康づくり推進課員」に改め、同部

「商工政策局長 企業立地局長 観光局長 労働政策局長」を「商工労働政策局長 企業政策局長 観光局長 (部長付) 労働政策監」に改め、同部商工

物資輸送班の項を削り、同部高齢者支援班の項事務分担者の欄中「長寿社会推進課長」を「長寿社会課長」に、「長寿社会推進課員」を「長寿社会課員」に改め、同部難病患者支援・防疫班の項事務分担者の欄中「健康対策課長」を「難病・感染症対策課長」に、「健康対策課副課長」を「難病・感染症対策課副課長」に、「健康対策課員」を「難病・感染症対策課員」に改め、同表商工観光労働部の部部長副部長部長付の欄中

観光労働総務班の項事務分担者の欄中「産業支援課長」及び「産業支援課員」を削り、同部企業立地班の項を削り、同部労働班の項事務分担者の欄中「労働企画課長」を「労働政策課長」に、「雇用推進課長」を「労働政策課副課長」に、「労働企画課員」を「労働政策課員」に改め、「雇用推進課員」を削り、同項事務分掌の欄中「2 和歌山労働局との連絡調整に関すること。」を「2 被害者への雇用対策に関すること。」に改め、同部労働班の項の次に次のように加える。

企業政策班	(班長) 産業振興課長 (副班長) 企業立地課長 科学技術振興室長	産業振興課員 企業立地課員 科学技術振興室員	1 各班共通業務に関すること。 2 その他必要なこと。
-------	---	------------------------------	--------------------------------

別表第2農林水産部の部農林水産総務班の項事務分担者の欄中「新ふるさと推進課長」及び「新ふるさと推進課員」を削り、同部農村農地整備班の項班名の欄中「農村農地整備班」を「農業農村整備班」に改め、同項事務分担者の欄中「農村計画課長」を「農業農村整備課長」に、「農地整備課長」を「農業農村整備課副課長」に、「農村計画課員」を「農業農村整備課員」に改め、「農地整備課員」を削り、同部果樹園芸

班の項事務分担者の欄中「エコ農業推進室長」を「農業環境保全室長」に、「エコ農業推進室員」を「農業環境保全室員」に改め、同部林業班の項事務分担者の欄中「山村振興課長」を「山村整備課長」に、「山村振興課員」を「山村整備課員」に改め、同項事務分掌の欄中「被害調査」を「被害状況調査」に改め、同表県土整備部の部部長副部長部長付の欄中「港湾空港振興局長」を「港湾空港局長」に改め、同部県土整備総務

班の項事務分担者の欄中「事業進行課長」を「事業進行課長
検査指導室長」

に、「事業進行課員」を「事業進行課員
検査指導室員」に改め、同項事務分

掌の欄中3を削り、4を3とし、5を4とし、同部河川班の項事務
分掌の欄中「2 河川の被害調査及び災害応急対策に関すること。」
を「2 土木関係被害状況の調査、情報収集及び災害応急対策の取
りまとめに関すること。」に改め、同部下水道班の項事務分担
者の欄中「生活排水課長」を「下水道課副課長」に改め、「生活
排水課員」を削り、同部住宅環境班の項事務分担者の欄中「企
画保全室長」及び「企画保全室員」を削り、同部港湾空港班
の項事務分担者の欄中「管理整備課長」を「港湾整備課長」

に、「振興課長」を「港湾空港振興課長
漁港整備室長」に、「管理整備課員
振興課員」

「港湾整備課員
を 港湾空港振興課員 に改め、同項事務分掌の欄中「2 港
漁港整備室員」

湾・海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。」を「2
港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関する
こと。」に、「3 港湾における緊急輸送拠点機能の確保に関する
こと。」を「3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保
に関すること。」に改め、同部漁港班の項を削り、同表教育
部の部教育総務班の項事務分担者の欄中「総務課施設整備室
長」及び「総務課施設整備室員」を削り、同部県立学校班の

項事務分担者の欄中「県立学校課副課長」を「県立学校課特別
県立学校課副課

支援教育室長
長」に、「県立学校課員」を「県立学校課員
県立学校課特別支援

教育室員」に改め、同部小中学校班の項事務分担者の欄中

「小中学校課市町村支援室長」及び「小中学校課市町村支援室
員」を削り、同表警察部の部実施班の項、被害情報班の項、
広報班の項、装備班の項、受援連絡班の項、情報管理班の
項、警察相談班の項、監察班の項、留置管理班の項、補給
班の項、救護班の項、生活安全班の項、地域安全活動班の
項、通信指令班の項、地域執行班の項、検視班の項、遺族
対策班の項、捜査班の項、交通総括班の項、交通規制交通
対策班の項、交通部隊運用班の項及び機動通信班の項を削
る。

別表第4「各支部における支部長、副支部長及び支部員の構
成」を「各支部における支部長及び副支部長の構成」に、「総務
室長」を「総務企画室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第24号

和歌山県統計事務取扱規程（昭和29年和歌山県訓令第74
号）の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県統計事務取扱規程の一部を改正する訓令

第1条中「基く」を「基づく」に改める。

第2条及び第4条までの規定中「統計課長」を「調査統計
課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第25号

庁中一般

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部
を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の
一部を改正する訓令

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程（昭和
63年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（総務課の任務及び所掌事務）

第2条 総務課は、労働委員会事務局の総合調整を行うと
ともに、労働者と使用者との労使関係の安定を図ることを
任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 文書及び公印の保管に関すること。
- (2) 職員の人事及び研修に関すること。
- (3) 予算、決算及び会計経理に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。
- (5) 事務局全般に関連する事項の企画及び調整に関する
こと。
- (6) 労働委員会及び事務局の会議に関すること（審査調
整課事務分掌に係るものを除く。）。
- (7) 委員及びあっせん員候補者に関すること。
- (8) 個別労働紛争に係る相談及びあっせんに関すること。
- (9) 労働関係資料の収集及び整理に関すること。
- (10) 出版、刊行及び広報に関すること。
- (11) その他任務の達成に必要なこと。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り
下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（審査調整課の任務及び所掌事務）

第3条 審査調整課は、労働組合と使用者との労使関係の

安定を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 職員の人事及び研修に関すること。
- (2) 公益委員会議に関すること。
- (3) 労働組合の資格審査及び証明に関すること。
- (4) 不当労働行為に関すること。
- (5) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定による認定及び告示に関すること。
- (6) 労働協約の地域的拘束力及び一般的拘束力の適用に関すること。
- (7) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の規定による請求に関すること。
- (8) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (9) 争議行為発生届出及び予告通知に関すること。
- (10) その他任務の達成に必要なこと。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。